

報告事項

目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加等について

1 概要

個人情報をも目的外利用又は外部提供する場合は、本人同意、義務規定の法令がある場合又は緊急事項に該当しないときは、運営審議会に個別に諮問し、その意見を聴く手続を踏むことが原則とされている。

しかし、本区の同一実施機関内での照会等若しくは国又は地方公共団体等からの本区に対する照会等については、各課において日常的に相当数処理しており、個々に運営審議会に諮問してから回答することは実態的に困難である。

そこで、定例的なものについては、一括して基準について事前に承認を得ることにより、その基準を満たしている場合には、改めて個々に意見を聴く必要はないという取扱いをしている。

目的外利用については、「公的扶助の支給、所得制限のある公営住宅の入居、奨学金の貸与又は給付の審査等のために、課税状況等に関する個人情報を目的外利用する場合」、外部提供については、「捜査機関、裁判所、弁護士会等が法令に基づいて行う照会等に対して回答する場合」「国、他の地方公共団体その他の公的団体が法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合」などがこれまで一括承認を得ている。

承認基準に該当する法令名等は「個人情報の例外的取扱いに関する運営審議会承認事項一覧」に例示として載せているが、該当する法令等が判明したものについては、例示に追加した上で、運営審議会に報告することとしているため、以下のとおり報告する。

2 該当する目的外利用の一括承認基準と追加する法令名

公的扶助の支給、所得制限のある公営住宅の入居、奨学金の貸与又は給付の審査等のために、課税状況等に関する個人情報を目的外利用する場合

高齢者の医療の確保に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律

法令名の追加に伴い、基準の表記をより明確にする必要があるため、別紙のとおり文言を追加する。

3 該当する外部提供の一括承認基準と追加する法令名

捜査機関、裁判所、弁護士会等が法令に基づいて行う照会等に対して回答する場合
家事事件手続法

国、他の地方公共団体その他の公的団体が法令等に基づいてその職務遂行のために行う照会等に対して回答する場合

健康保険法、厚生年金保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

- 4 目的外利用の方法
電算処理又はマニュアル処理による利用
- 5 外部提供の方法
照会文書に対する回答
緊急の場合は、回答後直ちに文書の送付を求める。
- 6 本人通知
対象者に対する通知は、原則省略する。
一括承認基準における本人通知の省略については、原則的にやむを得ないものであると考えられる旨の運営審議会の答申（平成2年10月29日）を得ている。
- 7 承認基準への追加事項
別紙のとおり
法令等の改正、廃止等に伴う所要の修正についても併せて行う。
- 8 追加する法令の該当条文（抜粋）
健康保険法（大正11年法律第70号）
（資料の提供）
第199条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。
2 〔略〕
厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
（資料の提供）
第100条の2 〔略〕
2 実施機関は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署（実施機関を除く。）に対し、法人の事業所の名称、所在地その他の事項につき、必要な資料の提供を求めることができる。
3 〔略〕
4 実施機関は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対し、必要な資料の提供を求めることができる。
5 厚生労働大臣は、第1号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、第1号厚生年金被保険者であり、若しくはあつた者（以下この項において「被保険者等」という。）又は健康保険若しくは国民健康保険の被保険者若しくは被保険者であつた者の氏名及び住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信

託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（資料の提供等）

第138条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第107条第2項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、市町村その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、他の後期高齢者医療広域連合及び保険者（国民健康保険にあつては、市町村）に対し、他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者及び加入者（国民健康保険にあつては、当該市町村の区域内に住所を有する被保険者）の氏名及び住所、健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

3 市町村は、保険料の徴収に関して必要があると認めるときは、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第107条第2項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（資料又は情報の提供）

第13条の4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

（照会）

第22条 保護観察所の長は、第19条各号に掲げる事務を行うため必要があると

認めるときは、官公署、医療施設その他の公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

家事事件手続法（平成23年法律第52号）

（調査の囑託等）

第62条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に囑託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。